

吸收分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条
に基づく開示事項)

2025 年 12 月 10 日

株式会社タイム・アンド・スペース

株式会社博報堂 DY ホールディングス

2025年12月10日

吸收分割に係る事後開示書類

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

東京都渋谷区広尾四丁目1番31-1007号
株式会社タイム・アンド・スペース
代表取締役 野内敦

東京都港区赤坂5丁目3番1号
株式会社博報堂DYホールディングス
代表取締役社長 西山 泰央

株式会社タイム・アンド・スペース（以下「甲」といいます。）及び株式会社博報堂DYホールディングス（以下「乙」といいます。）は、2025年9月11日付で吸收分割契約書を、2025年10月28日付で吸收分割契約変更契約書を、2025年11月12日付で第2回吸收分割契約変更契約書を、2025年11月18日付で第3回吸收分割契約変更契約書をそれぞれ締結し、甲を吸收分割会社、乙を吸收分割承継会社、効力発生日を2025年12月10日として、甲がその営む株式会社デジタルホールディングス（以下「デジタルホールディングス」といいます。）の株式保有事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」といいます。）を行いました。

本吸收分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸收分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2025年12月10日

2. 吸收分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定に従って、請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

甲は、会社法第785条第4項の規定に基づき、2025年10月3日付で、甲の株主に対し、吸收分割をする旨並びに乙の商号及び住所に係る公告を行いましたが、所定の期間内に、同条第1項に従って、甲に対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

ii 新株予約権買取請求（会社法第787条）

甲は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

iii 債権者の異議（会社法第789条）

甲は、会社法第789条第2項の規定に基づき、2025年10月3日付で、吸収分割をする旨、乙の商号及び住所、甲及び乙の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を、官報にて公告し、かつ、知れている同条第1項第2号に定める債権者に対し各別に催告いたしましたが、所定の期間内に、同条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継株式会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第796条第2項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第797条）

乙は、会社法第797条第4項の規定に基づき、2025年10月3日付で、乙の株主に対し、吸収分割をする旨並びに甲の商号及び住所に係る公告を行いましたが、本吸収分割は、会社法第796条第2項に定める簡易分割の要件を満たすことから、乙に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

ii 債権者の異議（会社法第799条）

乙は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2025年10月3日付の官報及び日本経済新聞にて、吸収分割をする旨、甲の商号及び住所、甲及び乙の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べができる旨を、公告いたしましたが、所定の期間内に、同条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

乙は、本吸収分割の効力発生日である2025年12月10日をもって、甲から、甲が営むデジタルホールディングスの株式保有事業に関して有する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

本吸收分割の効力発生日である2025年12月10日から14日以内に行う予定です。

6. 上記に掲げるもののほか、吸收分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

乙は、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、本吸收分割に係る吸收分割契約について同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸收分割を行いました。なお、同法第796条第3項の規定に基づき、乙の株主合計1名（保有株式数合計7,600株保有）より乙に対して本吸收分割に反対する旨の通知がありました。

甲及び乙は、本吸收分割に関し、2025年9月11日付で吸收分割契約書を締結しましたが、その後、2025年10月28日、2025年11月12日、及び2025年11月18日に、本吸收分割に係る効力発生日を変更する旨の吸收分割契約変更契約書をそれぞれ締結しました。

以上